

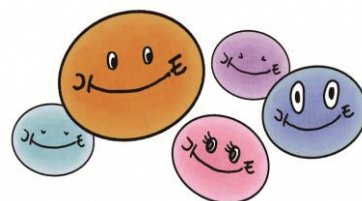
第3次

枚方市ひとり親家庭等自立促進計画

[平成28年度～令和2年度にかかる取り組み]

平成30年度事業進捗一覧

子ども総合相談センター



※ひとり親家庭等の自立を応援する国の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」のロゴマークができました。

施策の体系	1
はじめに	2
ひとり親家庭の状況	2
施策目標の今後の方向について	4
施策目標1 子ども子育て支援、生活支援の推進	
（1）子育て環境の充実	5
（2）子育て相談の充実	11
（3）生活支援の推進	15
（4）子どもの育ちへの支援の充実	18
施策目標2 就業支援の推進	
（1）能力開発のための支援の充実	22
（2）職業紹介機関等との連携の強化	25
（3）就業機会の創出のための支援の推進	27
（4）就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進	28
施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援	
（1）養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施	29
（2）養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実	31
（3）面会交流に向けた支援の実施	32
施策目標4 経済的支援の充実	
（1）経済的援助の実施	33
（2）経済的負担の軽減	35
（3）経済的支援に関する情報提供の充実	38
施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実	
（1）情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実	39
（2）地域における関係機関等との連携の強化	44
（3）ひとり親家庭等の人権の尊重	45

施策の体系

基本理念

基本的な視点

施策目標

ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち

- ①相談機能の強化による早期からの継続した支援
- ②ひとり親家庭等の生活の安定と向上
- ③子どもの健やかな育ち
- ④ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

2. 就業支援の推進

- (1) 能力開発のための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

- (1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

4. 経済的支援の充実

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

- (1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実
- (2) 地域における関係機関等との連携の強化
- (3) ひとり親家庭等の人権の尊重

はじめに

枚方市では、平成 18 年 3 月に、母子及び寡婦福祉法の規定による「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。この計画に基づき、ひとり親家庭等をめぐる現状や取り組み実績を検証しながら、平成 23 年 3 月に「第 2 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。その後、平成 26 年に母子及び寡婦福祉法の改正により、支援の範囲が父子家庭にも広がり、母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称変更されました。

平成 28 年 3 月には、「第 3 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、継続して、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的に推進してきました。

本計画に基づく施策の実施状況については、全庁的な進捗状況を年度ごとに把握・点検するとともにひとり親家庭の福祉団体等で構成する枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、進捗状況を点検・確認をしていただくこととなっております。

本計画に掲げた事業は、ひとり親家庭等のみを対象としたものに限定はしていませんが、施策の推進が、ひとり親家庭の自立の促進に繋がるものとして、各施策に取り組んでいきたいと考えています。

ひとり親家庭等の状況

【ひとり親家庭数の推移】

（単位：世帯、％）

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全 国	総世帯数	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,331,797
	ひとり親世帯総数	713,277	841,333	844,661	838,727
	うち母子世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724
	うち父子世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003
	総世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6
大 阪 府	総世帯数	3,485,910	3,654,293	3,832,386	3,923,887
	ひとり親世帯総数	63,167	77,775	72,928	70,756
	うち母子世帯数	56,138	70,402	66,519	64,842
	うち父子世帯数	7,029	7,373	6,409	5,914
	総世帯に占める割合	1.8	2.1	1.9	1.8
枚 方 市	総世帯数	147,934	155,551	163,983	167,201
	ひとり親世帯総数	2,355	2,987	2,784	2,668
	うち母子世帯数	2,066	2,694	2,504	2,421
	うち父子世帯数	289	293	280	247
	総世帯に占める割合	1.6	1.9	1.7	1.6

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

全国、大阪府、枚方市ともひとり親世帯は、減少傾向にあります。平成 22 年度までは大阪府、枚方市ともに、全国割合よりも高い数値になっていましたが、平成 27 年度は、枚方市においては、全国と同じ割合でした。

【全国のひとり親世帯の就業状況】

(単位：％、円)

		平成 23 年度		平成 28 年度	
		割 合	平均年間収入	割 合	平均年間収入
母子世帯	就業率	80.6		81.8	
	正規の職員・従業員	39.4	2,700,000	44.2	3,050,000
	パート・アルバイト	47.4	1,250,000	43.8	1,330,000
父子世帯	就業率	91.3		85.4	
	正規の職員・従業員	67.2	4,260,000	68.2	4,280,000
	パート・アルバイト	8.0	1,750,000	6.4	1,900,000
	自営業	15.6		18.2	

資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査

母子世帯、父子世帯とも前回より正規職員・従業員の割合が増加しているとはいえ、依然として母子世帯の母の「正規の職員・従業員」としての就業は、半数に満たない状況でした。

また、父子世帯の父の就業状況は、今回 85.4％（前回 91.3％）であり、父子世帯になる前の就業状況は、95.8％（前回 95.7％）という結果でした。

【枚方市のひとり親家庭支援の状況】

〈枚方市の児童扶養手当受給者数〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全資格者数	4,192	4,096	3,984	3,923
全部支給者数	2,149	1,984	1,862	2,161
一部支給者数	1,628	1,696	1,678	1,271
支給停止者数	415	416	444	491

資料：枚方市

※各年度 12 月 31 日現在

参考 令和元年度 児童扶養手当支給額

対象児童	全部支給の場合の月額
1 人目	42,910 円
2 人目（加算額）	10,140 円
3 人目以降（加算額）	6,080 円

※2020 年 1 月から奇数月に 2 か月ごとの支払いに変更。

※所得に応じて一部支給停止・全部支給停止になることがある。

＜枚方市のひとり親家庭医療費助成対象者数（府制度分）＞

（単位：人、世帯）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	8,179	7,983	7,821	7,718
父、母、養育者	3,255	3,179	3,125	3,112
児童	4,924	4,804	4,696	4,606
世帯数	3,293	3,223	3,158	3,115

資料：枚方市

※児童とは 18 歳到達の年度末までの子どもを指す（所得制限あり）

参考 「ひとり親家庭医療費助成」と「子ども医療費助成」との違い

	所得制限	対象者
ひとり親家庭医療費助成	あり	ひとり親家庭の親等及び 18 歳到達の年度末までの子どもが対象
子ども医療費助成	なし	15 歳到達の年度末までの子どものみが対象

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭医療費助成対象者とも減少傾向にあります。

しかしながら、児童扶養手当受給者の半数が全部支給者であることは、ひとり親家庭の多くが低所得者層であることが想定されます。

施策目標の今後の方向について

次ページから施策目標 1～5 の進捗状況についてまとめています。

なお、各事業の今後の方向については下表のとおりです。

	説明	件数	%
継続・推進	事業目的の達成に向けて継続中で、今後も推進していく取り組み	96	94.1
充実・強化	事業目的の達成に向けて継続中で、対象者の拡充や制度の改善を図っている取り組み	6	5.9
改善・見直し	事業目的の達成に向けて継続中であるか、今後は手段の改善・見直しを行う取り組み	0	0
終了（完了）	事業目的を達成した取り組み	0	0
終了（休止）	課題等があり、事業を中止している取り組み	0	0

※「充実・強化」にあたる事業には、事業名に☆を付しています。

※平成 30 年度新規事業には、事業名に★を付しています。

※各事業において、「ひとり親家庭」の集計が可能な事業は、内数で表記しています。

施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進

(1) 子育て環境の充実

取り組み名	1. 保育所待機児童の解消		今後の方向									
所 管 課	子育て事業課		継続・推進									
取り組み内容	子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などの入所枠拡大により、待機児童の解消を図ります。特に待機の多い低年齢児を中心に入所枠の拡大を進めます。											
取り組み実績	社会福祉法人による小規模保育施設の開設（3 か所）、市立枚方保育所の増改築、私立保育園の大規模修繕などにより、平成 30 年度当初に 91 人の定員増を行った。 また、年度途中においても市立幼稚園の余裕保育室を活用した小規模保育施設の開設（3 か所）により、57 人の定員増を実施した。 定 員 数：7,210 人（うち 3 歳未満児の定員 3,107 人） 入所児童数：7,738 人（うちひとり親 799 人） （うち 3 歳未満児の入所児童数 3,378 人（うちひとり親：221 人）） （平成 30 年 4 月 1 日現在） ※年度当初の待機児童：いわゆる潜在的な待機児童を含めると 320 人											
取り組み名	2. 保育所（園）等の優先利用		今後の方向									
所 管 課	保育幼稚園課		継続・推進									
取り組み内容	保育所（園）等の利用調整（選考）では、基準表における基礎点及び調整点の合計点の上位順に決定しており、ひとり親である場合は調整点を加点し入所しやすくします。											
取り組み実績	保育所（園）、認定こども園及び小規模保育事業施設の入所児童 8,043 人のうちひとり親家庭の児童は 899 人となった。（平成 31 年 3 月 1 日現在） 参 考 <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>入所児童数</td><td>7,721 人</td><td>7,929 人</td></tr><tr><td>うちひとり親家庭</td><td>879 人</td><td>933 人</td></tr></table> （各年度 3 月 1 日現在）				平成 28 年度	平成 29 年度	入所児童数	7,721 人	7,929 人	うちひとり親家庭	879 人	933 人
	平成 28 年度	平成 29 年度										
入所児童数	7,721 人	7,929 人										
うちひとり親家庭	879 人	933 人										

取り組み名	☆3. 保育所保育料等の軽減	今後の方向
所 管 課	保育幼稚園課	充実・強化
取り組み内容	年収が一定額未満のひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減を行います。 ＜充実・強化の内容＞ 令和元年 10 月には、国の制度改正により、就学前の 3 年間（3 歳児から 5 歳児）の保育料が無料となる「幼児教育・保育の無償化」も始まり、ひとり親家庭においても負担軽減が図られます。	
取り組み実績	年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯に対して、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行い、第 1 子を第 2 子扱いするなどの軽減を行った。 また、平成 30 年 9 月以降、所得制限・年齢制限を撤廃し、生計を一にする子どものうち第 3 子以降の保育料を無料とする軽減を行った。	
取り組み名	4. 延長保育事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課	継続・推進
取り組み内容	全保育所（園）及び幼保連携型認定こども園、小規模保育事業実施施設において、午後 6 時から 7 時までの延長保育を基本とし、必要に応じ午後 7 時を超える延長保育にも対応します。	
取り組み実績	延長保育を必要とする児童が在籍する保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業実施施設で実施した。延長保育の開所時間は、午後 7 時までが 60 か所、午後 8 時までが 7 か所、夜間保育所 1 か所（午前 11 時から午後 10 時開所）については、午前 7 時から 11 時に延長しており、延長保育を利用した延べ児童数は、272,818 人（公立 51,797 人、私立 221,021 人）であった。	
取り組み名	5. 休日保育事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課	継続・推進
取り組み内容	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行います。（現在の 1 園を継続）	
取り組み実績	私立保育園（蹉跎保育園）において実施した。 延べ利用人数：461 人	
取り組み名	6. 夜間保育事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課	継続・推進
取り組み内容	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行います。（現在の 1 園を継続）	
取り組み実績	私立保育園（明善第弐保育園）において実施した。 定員：40 人	

取り組み名	7. 病児・病後児保育事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課・子育て運営課	継続・推進
取り組み内容	保育所（園）や認定こども園等に通所中の児童等が病気やケガの回復期に、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を実施します。（市立ひらかた病院及び民間医療機関 3 か所の計 4 か所で、定員は 23 人） また、保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制（体調不良児対応型）の充実を図ります。	
取り組み実績	<病児保育室> 4 か所で実施した。 延べ利用人数：3,602 人 内訳 枚方病児保育室くるみ 1,295 人、枚方市病児保育室 708 人、 ピッコロケアルーム 1,122 人、クオレ 477 人 <体調不良児対応型> 34 か所で実施した。 延べ利用人数：7,120 人 内訳 私立保育所（園）21 か所、公立保育所 12 か所、 幼保連携型認定こども園 1 か所	
取り組み名	8. 一時預かり事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課 教育指導課	継続・推進
取り組み内容	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所（園）等への入所を待つ待機児童の解消の一助とします。また、認定こども園や公私立幼稚園での在園児を対象とした預かり保育を実施します。	
取り組み実績	子どもを保育所で預かる一時預かり日単位（保護者の入院・育児疲れなどの場合：延べ 13,708 人）や一時預かり月単位（保護者のパート就労などの場合：延べ 10,667 人）を私立保育所（園）14 か所で実施した。 公立幼稚園 7 か所、私立幼稚園 11 か所、認定こども園（1 号）7 か所で、在園児の預かり保育（延べ 196,717 人）を実施した。	

取り組み名	9. 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	今後の方向									
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進									
取り組み内容	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育・保護を実施します。(利用可能な施設は市内 1 か所、市外 7 か所)										
取り組み実績	延べ利用日数：447 日(うちひとり親 277 日) 延べ利用件数：342 件(うちひとり親 185 件) 参 考 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(利用日数)</td><td>377 件(延 598 日)</td><td>428 件(延 622 日)</td></tr> <tr> <td>うちひとり親家庭</td><td>297 件(延 511 日)</td><td>336 件(延 529 日)</td></tr> </tbody> </table>			平成 28 年度	平成 29 年度	利用件数(利用日数)	377 件(延 598 日)	428 件(延 622 日)	うちひとり親家庭	297 件(延 511 日)	336 件(延 529 日)
	平成 28 年度	平成 29 年度									
利用件数(利用日数)	377 件(延 598 日)	428 件(延 622 日)									
うちひとり親家庭	297 件(延 511 日)	336 件(延 529 日)									
取り組み名	10. 留守家庭児童会室への入室 (放課後児童健全育成事業)	今後の方向									
所 管 課	放課後子ども課	継続・推進									
取り組み内容	保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に全 45 小中学校で実施します。										
取り組み実績	各児童会室の定員は一班あたり概ね 40 名であるが、平成 30 年度も継続して待機児童解消のため臨時定員制度を設定し、新年度の入室申し込み期限である 1 月末までの申込者については、すべて受け入れを行った。 また、平成 30 年度から対象学年を全学年へ拡大したことに伴い、余裕教室の活用に努めた。 入室児童数：4,677 人(平成 30 年 5 月 1 日現在) ※待機児童数：5 人(平成 30 年 5 月 1 日現在)										
取り組み名	11. ファミリー・サポート・センター事業	今後の方向									
所 管 課	子育て事業課	継続・推進									
取り組み内容	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めます。										
取り組み実績	活動件数：3,610 件 会員数：2,315 人(前年度比 302 人増) 内訳 依頼会員 1,920 人、提供会員 306 人、両方会員 89 人 また、2 歳未満の乳幼児の保護者を対象としたファミリー・サポート・センターの無料体験も行った。										

取り組み名	12. 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）	今後の方向
所 管 課	保健センター	継続・推進
取り組み内容	産後の心身ともに不安定な時期に、家族からの支援が受けられない等で支援が必要な母子を対象に、市内産科医療機関と助産所でショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）を実施し、助産師による心身のケア・休養や育児に関する相談を行います。	
取り組み実績	利用実人数：77 人 参 考 ショートステイ 123 泊、デイサービス 80 日	
取り組み名	13. 保育所保育料等算定における婚姻歴のないひとり親に対する「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用	今後の方向
所 管 課	保育幼稚園課 子ども総合相談センター 放課後子ども課	継続・推進
取り組み内容	保護者の婚姻歴がないという、子ども自らが選択できない事柄を理由に、不利益が及ばないよう、子どもの福祉及び就学前・就学後を通したひとり親への就労支援を図る観点から、子どもに係る保育所等保育料、病児保育室利用料、児童発達支援センター使用料、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）利用料、幼稚園保育料、留守家庭児童会室保育料の算定において「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を行います。	
取り組み実績	保育所保育料において 9 人に「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を行った。 なお、幼稚園保育料については、「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用の周知を行ったが、適用者がなかった。	
取り組み名	14. 母子健康手帳交付事業	今後の方向
所 管 課	保健センター	継続・推進
取り組み内容	妊娠届出時に母子健康手帳を交付する際、保健師、助産師による全数面接相談を実施し、妊婦の持つ不安をその場で解消します。また、継続した支援が必要な妊婦に対しては、個別の状況を把握して早期に支援を開始します。悩みや不安を感じたときに気軽に相談してもらえるよう、地区担当保健師の名前及び相談先を記載したマグネットやすくすく子育て手帖等を配付します。 保健センターに配置した母子保健コーディネーターが妊産婦等の相談を行い、産後ケア事業等必要な支援につなぎます。	
取り組み実績	母子健康手帳交付数：2,691 件 マグネット配布数：2,928 件 母子保健コーディネーター訪問件数：241 件	

取り組み名	★☆☆15. 保育士等就職支援センター事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課	充実・強化
取り組み内容	保育士資格を有する者であって保育士として就業していない潜在保育士の就職や保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、小規模保育事業実施施設等の潜在保育士活用支援等を行い、保育施設における安定的な保育士確保と待機児童対策の円滑な実施を図ります。	
取り組み実績	平成31年1月に、新たに保育士等就職支援センターを開設した。各施設からの求人や、保育士・幼稚園教諭としての仕事を考えている方からの相談や、求職情報の登録を行った。 求人登録件数：22件 求職登録件数：9件 マッチング件数：2件	

（１）子育て環境の充実／総括と今後の方向

＜取り組み名3. 保育所保育料の軽減＞では、年収約360万円未満相当のひとり親世帯に対して、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行い、第1子を第2子扱いすることで保育料の軽減を行ったほか、平成30年9月以降、所得制限・年齢制限を撤廃し、生計を一にする子どものうち第3子以降の保育料を無料とする軽減を行いました。

＜取り組み名10. 留守家庭児童会室への入室＞では、対象学年が6年生まで拡大し、全学年が対象となりました。

新規事業として、＜取り組み名15. 保育士等就職支援センター事業＞では、平成31年1月に保育士等就職支援センターを開設し、保育施設における安定的な保育士確保と待機児童対策の円滑な実施を図りました。

令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化により、就学前の3年間（3歳児から5歳児）の保育料が無料となることなど、国の制度を活用しながら、ひとり親家庭の子育て環境の充実に向けて、施策を推進していきます。

(2) 子育て相談の充実

取り組み名	1. 家庭児童相談事業		今後の方向									
所 管 課	子ども総合相談センター		継続・推進									
取り組み内容	18 歳までの子どもと家族の様々な相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピー等を行います。											
取り組み実績	延べ相談対応件数：27,868 件											
取り組み名	2. 土日・夜間電話相談事業		今後の方向									
所 管 課	子ども総合相談センター		継続・推進									
取り組み内容	特にひとり親などが比較的時間に余裕のある夜間、休日に気軽に子育て等に関する相談ができ、適切なアドバイスを得られるように、土日・夜間の電話による相談事業を委託実施します。（地域子育て支援拠点事業と合わせて実施）											
取り組み実績	ひとり親相談件数：424 件 <table><tr><td>参 考</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>ひとり親相談件数</td><td>381 件</td><td>295 件</td></tr></table>			参 考				平成 28 年度	平成 29 年度	ひとり親相談件数	381 件	295 件
参 考												
	平成 28 年度	平成 29 年度										
ひとり親相談件数	381 件	295 件										
取り組み名	3. こんにちは赤ちゃん事業		今後の方向									
所 管 課	子育て事業課		継続・推進									
取り組み内容	生後 4 か月までの乳児のいる全ての世帯（保健センターによる新生児訪問実施世帯を除く。）を訪問し、子育て支援サービスの情報提供等を行います。											
取り組み実績	年間を通じて、対象となる世帯の訪問を行った。 訪問家庭数：2,132 件											
取り組み名	4. 養育支援訪問事業		今後の方向									
所 管 課	保健センター 子ども総合相談センター		継続・推進									
＜保健センター＞												
取り組み内容	助産師・保健師による専門的な相談・指導等の実施を図り、家庭での安定した養育を支援します。											
取り組み実績	延べ訪問件数：助産師訪問 203 件、保健師訪問 746 件											
＜子ども総合相談センター＞												
取り組み内容	育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対し、訪問によって育児や家事援助を実施することによって家庭での安定した養育環境を目指します。											
取り組み実績	派遣世帯数：5 世帯 延べ派遣回数：50 回											

取り組み名	5. 地域子育て支援拠点事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課	継続・推進
取り組み内容	保育所（園）・認定こども園が、保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭などに対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援等を行い、地域に密着した園として保育・子育て支援機能の一層の充実を図ります。	
取り組み実績	公私立保育所（園）・認定こども園において育児相談を行った。 地域の乳幼児の親子が自由に遊べ、育児相談や子育て情報の提供など子育てサポートを行う地域子育て支援拠点として、公私立保育所（園）9 か所、認定こども園 1 か所、ファミリーポートひらかた、すこやか広場・きょうぶん、広場さぶりの合計 13 か所で、地域での子育て支援に取り組んだ。	
取り組み名	6. 母子訪問指導事業	今後の方向
所 管 課	保健センター	継続・推進
取り組み内容	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や親子の健康の保持増進に努めます。また、地域で孤立している保護者の育児不安の解消などに対して、地区担当保健師等が、生活の場である家庭でよりよい個別支援を行うことで、安心して子育てができるよう支援します。	
取り組み実績	委託契約をしている助産師の訪問件数および保健師の訪問件数：5,812 件 市立ひらかた病院産科との連携により、入院中に病棟における保健師との面接実施件数：151 件	
取り組み名	7. 母子健康相談事業	今後の方向
所 管 課	保健センター	継続・推進
取り組み内容	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に健康相談を実施しています。疾病の予防や健康の保持増進、地域で孤立している保護者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援します。また、支援の必要に応じて関係機関とも連携を図ります。	
取り組み実績	子育てコール件数：1,037 件 乳幼児健康相談件数：4,550 件 個別相談件数：1,675 件	
取り組み名	8. 育児相談事業	今後の方向
所 管 課	子育て事業課 子育て運営課	継続・推進
取り組み内容	保育所（園）や幼稚園、認定こども園において、地域の子育て中の保護者からの育児に関する相談に対し、保育所（園）等の職員が相談に応じます。	
取り組み実績	公私立保育所（園）及び私立認定こども園において、子育て相談や指導等を行った。 延べ相談件数：私立 10,057 人、公立 3,530 人	

取り組み名	9. 教育相談事業	今後の方向
所 管 課	児童生徒支援室	継続・推進
取り組み内容	教育相談員や電話相談員等を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の課題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行います。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施します。	
取り組み実績	延べ相談対応件数：2,175 件	
取り組み名	10. 障害者（児）福祉サービスに関する相談	今後の方向
所 管 課	障害福祉室	継続・推進
取り組み内容	障害児の親、または障害がある親からの子育てや在宅生活について、関係機関と連携しながら情報提供を行うとともに、障害者（児）施策に関する相談および必要なサービスの提供を行います。	
取り組み実績	障害児支援サービス支給決定人数 障害児相談支援：198 人 児童発達支援：277 人 医療型児童発達支援：40 人 放課後等デイサービス：739 人 保育所等訪問支援：86 人	
取り組み名	11. 未熟児等の保健事業	今後の方向
所 管 課	保健センター	継続・推進
取り組み内容	未熟児は正常の新生児に比べ、養育についてさらに注意深く配慮する必要があります。未熟児を養育する保護者の育児不安を解消するために、低体重児の届出受理や保健師等による訪問指導、未熟児教室等を通して、育児の相談・支援を行います。	
取り組み実績	低体重児の届出の受理件数：233 件 未熟児訪問指導延べ件数：360 件 未熟児教室参加実人数（年2回、1クール2回）：23 人 未熟児講演会参加実人数（小児科医による講義）：8 人	
取り組み名	12. 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業	今後の方向
所 管 課	保健センター	継続・推進
取り組み内容	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を行います。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師等が訪問指導を行い、相談に応じています。また、必要時、講演会や交流会などの集団支援を実施します。	
取り組み実績	医師等専門職による療育相談件数：106 件 保健師による面接件数：142 件 保健師による訪問件数：265 件 保健師による電話件数：628 件	

(2) 子育て相談の充実／総括と今後の方向

保健センターにおいては、母子保健コーディネーターを設置し、平成 27 年度より保健センターを子育て世代包括支援センターに位置づけました。平成 29 年度には、北部支所内に 2 か所目の子育て世代包括支援センターとなる「すこやか健康相談室 北部リーフ」を開設し、妊娠・出産から子育て期、さらには成人・高齢期まで切れ目のない支援の充実を図りました。

子ども総合相談センター「となとな」では、児童虐待や不登校、ひきこもりなど、さまざまな困難を抱える子ども・若者のほか、ひとり親家庭やこれからひとり親になるかもしれない方の自立に向けた相談や情報提供を行いました。今後も職員体制の充実のほか、各相談担当や関係機関との連携強化を図ります。

（３）生活支援の推進

取り組み名	1. 住宅情報の提供	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の紹介等を行う大阪あんしん賃貸支援事業を周知することにより、ひとり親家庭等の住宅探しを支援します。	
取り組み実績	ひとり親家庭等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の紹介等を行う大阪あんしん賃貸支援事業を周知したほか、府営住宅について年6回ある総合募集の際には、申込用紙を窓口を設置するなど、支援を行った。	
取り組み名	2. 市営住宅におけるひとり親世帯等への入居募集の実施と府営住宅の案内	今後の方向
所 管 課	資産活用課 福祉総務課	継続・推進
取り組み内容	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者・障害者・ひとり親等の福祉世帯向けとして募集します。また、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け）を行います。	
取り組み実績	＜市営住宅＞ 津田元町住宅の空室について、福祉世帯向けの募集を行った。	
	＜府営住宅＞ 関係課の窓口などで年6回ある総合募集の申込書を配布したほか、随時募集等、募集に係る案内を行った。	
取り組み名	3. 母子生活支援施設への入所	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	18歳未満の子どもを養育している母親が、配偶者等からの暴力等さまざまな事情により、養育が困難な場合、母子ともに安全で安定した生活を送れるように保護し、その自立の促進のための生活を支援することによって、母子の福祉を図ります。	
取り組み実績	関係機関と連携し、母子生活支援施設への入所やその後の自立に向けて、母子父子自立支援員が訪問し面談を行うなど、同施設と連携した支援を行った。 入所世帯数：9世帯	

取り組み名	4. 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) (再掲)			今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター			継続・推進
取り組み内容	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育・保護を実施します。(利用可能な施設は市内 1 か所、市外 7 か所)			
取り組み実績	延べ利用日数：447 日(うちひとり親 277 日) 延べ利用件数：342 件(うちひとり親 185 件)			
	参 考			
		平成 28 年度	平成 29 年度	
	利用件数(利用日数)	377 件(延 598 日)	428 件(延 622 日)	
	うちひとり親家庭	297 件(延 511 日)	336 件(延 529 日)	
取り組み名	☆5. ひとり親家庭等日常生活支援事業			今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター			充実・強化
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行います。 ＜充実・強化の内容＞ 平成 29 年度に子ども総合相談センターが「子ども家庭総合支援拠点」と位置づけられ、情報提供が円滑にできたことで、必要な対象者に提供ができ、登録世帯が増加しました。今後も国の制度を活用しながら、必要な支援が適切に届くよう努めます。			
取り組み実績	介護事業者(9 業者)に委託し実施した。 登録世帯：13 世帯(4 世帯) 利用世帯：5 世帯(2 世帯) 派遣日数：155 日(128 日)			
	参 考			
		平成 28 年度	平成 29 年度	
	登録世帯	4 世帯(1 世帯)	5 世帯(1 世帯)	
	派遣日数	51 日(33 日)	7 日(－)	
※() 内の数は、父子家庭利用件数を内数で記載したもの。				

取り組み名	6. ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業	今後の方向						
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進						
取り組み内容	ひとり親家庭の親が就職活動、就業、就学や疾病等により、家事、子育ての支援を必要とする場合に利用できるファミリー・サポート・センターの利用料金を助成することにより、制度の周知及び利用促進を図ります。							
取り組み実績	子どもが中学校に入学するまで、1年度につき10時間分を助成した。 登録件数：15件 利用件数：9件 参 考 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録世帯</td><td>15世帯</td><td>12世帯</td></tr> </tbody> </table>			平成28年度	平成29年度	登録世帯	15世帯	12世帯
	平成28年度	平成29年度						
登録世帯	15世帯	12世帯						

(3) 生活支援の推進／総括と今後の方向

＜取り組み名3. 母子生活支援施設への入所＞では、年間9世帯の利用があり、そのうち新規入所が2世帯、退所が4世帯ありました。入所施設から随時報告を受けており、必要に応じて入所者との面談を行いました。

＜取り組み名5. ひとり親家庭等日常生活支援事業＞では、ひとり親家庭の保護者が疾病・冠婚葬祭・出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、事業委託している市内の介護福祉事業者から家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活援助等を行っています。保育所（園）の送迎や子どもの夕食づくりなど、子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを行っており、平成30年度は、父子家庭2世帯の日常的な利用がありました。平成29年度に子ども総合相談センターが「子ども家庭支援拠点」となり、ひとり親家庭の自立支援メニューについての情報提供が、円滑にできるようになりました。今後も国の制度を活用しながら、必要な支援が適切に届くよう努めます。

同じ部署に家庭児童相談窓口があること、同じフロア内に女性のための法律相談やシングルマザーへの情報提供を行う男女共生フロア・ウィル（人権政策室男女共同参画担当）があるという環境を活かして、今後も関係機関との連携をより深め、ひとり親家庭の生活支援の推進を図ります。

(4) 子どもの育ちへの支援の充実

取り組み名	1. 家庭児童相談事業（再掲）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	18 歳までの子どもと家族の様々な相談に、子ども総合相談センターの専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行います。	
取り組み実績	延べ相談対応件数：27,868件	
取り組み名	2. 教育相談事業（再掲）	今後の方向
所 管 課	児童生徒支援室	継続・推進
取り組み内容	教育相談員や電話相談員等を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の課題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行います。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施します。	
取り組み実績	延べ相談対応件数：2,175件	
取り組み名	3. 専門相談員による青少年相談	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課	継続・推進
取り組み内容	枚方公園青少年センターにおいて、青少年問題専門の相談員がひきこもりなどの青少年相談を月 2 回行います。	
取り組み実績	延べ相談件数：面接相談 35 件、電話相談 12 件	
取り組み名	4. ひきこもり等子ども・若者相談支援事業	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて、おおむね 15 歳から 39 歳までのひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者やその家族等の相談に応じ、継続して対応方法や社会的自立に向けた支援を進めるとともに、必要に応じて、ひきこもり等地域支援ネットワーク会議と連携し、適切な支援機関につなげるよう支援を行います。	
取り組み実績	通常相談の他、居場所事業「ひらぽ」や家族の会の実施を通じて、社会的自立に向けた支援を行った。 新規相談：122 件、延べ相談件数：2,466 件 居場所支援：90 回、延べ参加人数 420 人 家族の会：11 回、延べ参加人数 54 人	

取り組み名	5. 子どもの居場所づくりの推進	今後の方向
所 管 課	生涯学習課 子ども青少年政策課 学校規模調整課 スポーツ振興課	継続・推進
取り組み内容	生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等で子どもの居場所づくりを推進しており、子どもが自由に安全に過ごすことができ、ひとり親も安心できる場であるように充実を図ります。また、学校園施設（運動場・体育館・特別教室等）を子どももスポーツや文化活動等に利用できるよう開放します。	
取り組み実績	<生涯学習市民センター> 一部の諸室を子どもに開放するとともに、ロビーに子どもの居場所づくりのためのスペースを設けた。子どもの自主的なグループ活動の支援として、子どものみで構成される団体の使用についても利用可能とし、使用料減免も行った。 諸室使用料減免件数：4,085件（半数以上が18歳以下のもので構成される団体）	
	<枚方公園青少年センター> 小中学生を対象とした青少年教室を実施した。 日常的に一般開放しているロビーは、日常的に自習スペース等として小中高校生の居場所として機能している他、予約が入っていない集会室や料理室を自習室として開放し利用促進をはかった。 構成員の過半数が22歳以下で構成される青少年団体の利用は、無料とした。また一般団体については、子どもが過半数を占める利用の場合、利用ごとの申請により利用料は100%減免（子ども減免）とした。 体験教室：9教室（延べ参加人数318人） 工作教室：6教室（延べ参加人数152人） 青年団体（無料）：436件 子ども減免：141件	
	<学校園施設（運動場・体育館・特別教室等）> 市民が身近にスポーツや文化、地域の活動を行う場として、全学校園の施設（運動場・体育館・特別教室等）を開放し、子どもたちもスポーツや文化活動を行った。	

取り組み名	6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課	継続・推進
取り組み内容	家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすなど、家庭的にさまざまな課題のある子どもたちに、食事や学習、団らんの場等を提供し、子どもの居場所づくり（いわゆる「子ども食堂」）に取り組む地域団体等に対して、補助金の交付等により支援を行います。	
取り組み実績	更新団体 18 団体に加え、新たに申請があった 1 団体に補助金交付を行い、19 団体 21 箇所での実施となった。さらに、各実施団体による取組みが効果的になされるよう、地域や小学校等との関係づくりを支援するとともに、食材の寄付やボランティアの募集、取次ぎを行うなど、団体の安定的な運営のため多方面からの支援を行った。 開催回数：440 回（1 回の開催当たりの子どもの平均参加人数 26 人）	
取り組み名	7. 放課後自習教室事業	今後の方向
所 管 課	教育指導課	継続・推進
取り組み内容	各小中学校において、退職教員や地域人材等を配置し、児童・生徒一人ひとりの理解度に応じたプリント学習ができる I C T を利用したシステムを活用して、自学自習力を育むとともに、基礎学力の向上を図るため、平日の放課後、週 2 日～4 日程度、放課後自習教室を実施することで、子どもの学習支援を推進します。	
取り組み実績	児童・生徒の学習意欲を高め、自学自習力を育むとともに、基礎学力の向上を図るため、児童・生徒一人ひとりの理解度に応じてプリント学習ができる自学自習力支援システムを活用し、全小中学校において放課後自習教室を開室した。また、放課後自習教室の開室時に、児童・生徒の学習の補助を行うため、退職教員や地域人材等を配置した。 実施回数：5,401 回	
取り組み名	8. 生活困窮者自立支援制度に係る学習支援事業	今後の方向
所 管 課	生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	生活困窮世帯の中学生が、希望する高校等に進学することで、進路選択の幅を広げ、将来自立した生活が送れるように、土曜日の午後に勉強に取り組める居場所を学校外に確保し、教員経験のある指導支援員のもと、学習支援を行います。	
取り組み実績	市内公共施設 2 か所にて毎週土曜日の午後に学習教室を開催した。 開催回数：48 回×2 か所 参加登録人数：24 人 <u>内訳</u> 中学 1 年生 7 人、中学 2 年生 11 人、中学 3 年生 6 人	

取り組み名	9. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (対象：ひとり親家庭の子ども)	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給します。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	
取り組み名	10. 教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備	今後の方向
所 管 課	子ども青少年政策課 児童生徒支援室	継続・推進
取り組み内容	子どもの貧困の連鎖や不登校、ひきこもり、児童虐待等の子どもが抱えるさまざまな課題に対して、教育と福祉が連携を一層強化しながら、より早期に効果的な支援を行える体制を整備します。	
取り組み実績	子どもの貧困など子どもを取り巻くさまざまな課題に対応するため、子ども青少年部と教育委員会学校教育部の両方に所属する「子どもの未来応援コーディネーター」2人を引き続き配置し、小中学校や子ども食堂への巡回を通じて、課題を抱える子どもやその家庭の早期発見と、必要な支援へのつながりを行ったほか、学校における諸課題の解決のために、学校の力を総合的に発揮できるよう、企画立案、校内外との連絡調整を行った。	

(4) 子どもの育ちへの支援の充実／総括と今後の方向

＜取り組み名6. 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」＞では、新規実施団体が1団体増え、19団体21か所で子ども食堂を実施しました。

＜取り組み名10. 教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備＞では、「子どもの未来応援コーディネーター」を配置し、福祉等の支援制度や関係機関へのつながりを行ったほか、学校における諸課題の解決のために、学校の力を総合的に発揮できるよう、企画立案、校内外との連絡調整を行いました。

子どもの貧困の連鎖や不登校、ひきこもり、児童虐待など子どもが抱えるさまざまな課題に対して、教育と福祉が連携を強化しながら、子どもの育ちへの支援の充実に取り組みます。

施策目標2 就業支援の推進

(1) 能力開発のための支援の充実

取り組み名	☆1. ひとり親家庭自立支援給付金事業	今後の方向																		
所 管 課	子ども総合相談センター	充実・強化																		
取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就業に向けた資格取得の支援を行います。 ＜充実・強化の内容＞ 令和元年度からの国の制度改正により、自立支援教育訓練給付金では、一部の講座について支給年数の延長、給付金額の上限額の引き上げや、さらには、高等職業訓練促進給付金では、修業最終年度における給付金額が増額されます。今後も国制度を活用しながら、ひとり親の皆さんの安定した就業支援に努めます。																			
取り組み実績	自立支援教育訓練給付金給付件数： 9件 内訳 介護職員初任者研修講座2件、実務者研修講座6件、医療事務講座1件 参 考 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>5件</td><td>6件</td></tr> </tbody> </table> 高等職業訓練促進給付金給付件数：27件 内訳 正看護師21件、准看護師2件、歯科衛生士2件、保育士1件、鍼灸師1件 参 考 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>14件</td><td>21件</td></tr> </tbody> </table> 高等職業訓練修了支援給付金給付件数：4件 内訳 正看護師3件、歯科衛生士1件 参 考 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>2件</td><td>4件</td></tr> </tbody> </table>			平成 28 年度	平成 29 年度	給付件数	5件	6件		平成 28 年度	平成 29 年度	給付件数	14件	21件		平成 28 年度	平成 29 年度	給付件数	2件	4件
	平成 28 年度	平成 29 年度																		
給付件数	5件	6件																		
	平成 28 年度	平成 29 年度																		
給付件数	14件	21件																		
	平成 28 年度	平成 29 年度																		
給付件数	2件	4件																		
取り組み名	2. 母子・父子自立支援プログラム策定事業	今後の方向																		
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進																		
取り組み内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、ハローワークと連携して、個々の家庭の実情に応じて自立へ向けたプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を行います。																			
取り組み実績	プログラム策定の実績はなかったが、ハローワーク枚方よりひとり親家庭の就職相談状況等の情報提供を受け、連携して自立・就業支援に取り組んだ。																			

取り組み名	3. 地域就労支援事業	今後の方向
所 管 課	商工振興課	継続・推進
取り組み内容	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等の中で、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労相談や、履歴書の書き方や面接時の対応の指導を行う就労支援セミナー、ワード・エクセルのパソコン講習、介護職員初任者研修講座、調剤薬局事務講座等を行い、就労スキルの向上を図り、就労につなげます。	
取り組み実績	地域就労支援センターで就労相談（週4回）や就職活動支援、資格取得に向けた各種能力開発講座を実施した。 延べ参加人数：106人	
取り組み名	4. 創業支援	今後の方向
所 管 課	商工振興課	継続・推進
取り組み内容	地域活性化支援センターにおいて、創業に関する支援を行います。	
取り組み実績	地域活性化支援センターにおいて、創業相談だけでなく、ビジネスカフェの開催から創業実践塾の開講、インキュベートルーム（創業支援室）の貸出し、同施設使用後の市内創業者を対象としたテイクオフ補助金（事務所等の賃借料の一部補助）の交付まで一貫した創業支援を実施した。	
取り組み名	5. 母子家庭等就業・自立支援センター事業 （就業支援講習会等事業）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を取得するための就業支援講習会を開催します。	
取り組み実績	パソコン初級講座、介護職員初任者研修等の受験対策等全12回の就業自立支援講習会を実施した。 受講者数：10人	
取り組み名	6. 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金・生活資金）の貸付	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、就職するための知識技能の習得に必要な費用や、その期間中に必要な生活費について、技能習得資金や生活資金に関する貸付を行います。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	

取り組み名	7. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (対象：ひとり親家庭の親)	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講修了時給付金や合格時給付金を支給します。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	
取り組み名	8. 生活困窮者就労準備支援事業	今後の方向
所 管 課	生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、就労にむけた動機づけや基礎能力の形成のための訓練を行うことで、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた段階的な支援を行います。	
取り組み実績	継続参加者：12 人 新規参加者：1 人	
取り組み名	9. 被保護者就労準備支援事業	今後の方向
所 管 課	生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	一般就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者に対して、就労にむけた動機づけや基礎能力の形成のための訓練を行うことで、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた段階的な支援を行います。	
取り組み実績	事業参加者：56 人 就労決定者：4 人	

(1) 能力開発のための支援の充実／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. ひとり親家庭自立支援給付金事業＞では、ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の相談、申請受付を行いました。

資格を取得することで、就職につながりやすくなることから申請件数は、増加の傾向にあります。

また、令和元年度からの国の制度改正により、自立支援教育訓練給付金では、一部の講座について支給年数の延長、給付金額の上限額が 200,000 円から 800,000 円に引き上げられ、さらに、高等職業訓練促進給付金では、修業最終年度における給付金額が月額 40,000 円増額されることから、さらに申請件数の増加が見込まれます。

ひとり親家庭の母親・父親が、正規の職員・従業員として安定した職に就くには、資格や能力が求められる場合もあることから、日常生活と資格取得に向け、修学等との両立支援の強化が必要となります。今後も、国の制度改正に合わせて、能力開発のための支援の充実に取り組みます。

(2) 職業紹介機関等との連携の強化

取り組み名	1. 地域就労支援事業（再掲）	今後の方向
所 管 課	商工振興課	継続・推進
取り組み内容	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者等の中で、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労相談や、雇用・就労施策や福祉施策を活用し、ハローワークをはじめ関係機関と連携しながら、就労を支援します。	
取り組み実績	地域就労支援センターで就労相談（週4回）や就職活動支援、資格取得に向けた各種能力開発講座を実施した。 延べ参加人数：106人	
取り組み名	2. 児童扶養手当窓口における情報提供	今後の方向
所 管 課	年金児童手当課	継続・推進
取り組み内容	児童扶養手当に係る届出等の機会を捉えて、就業支援に関する情報や相談窓口の紹介など情報提供に努めます。	
取り組み実績	児童扶養手当等の新規申請時に情報提供を行った。	
取り組み名	3. 生活保護受給者等就労支援事業	今後の方向
所 管 課	生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	就労支援員により、生活保護受給者等に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行います。	
取り組み実績	事業参加者数：179人 就労決定者数：125人	
取り組み名	4. 母子・父子自立支援員による就業相談	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子・父子自立支援員が、資格取得について情報提供を行うとともに、ハローワークや商工会議所等と連携を取りながら就労支援を行います。またハローワーク等と連携しひとり親向けに就労支援セミナーを開催します。	
取り組み実績	児童扶養手当の更新手続きを知らせる案内約 4,000 通に子ども総合相談センターのひとり親相談とハローワークひらかたの就労相談の窓口案内チラシを同封し、相談窓口や利用できる制度の周知を行った。	
取り組み名	5. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々の母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を営む上での問題等に対し適切な助言や支援を行います。	
取り組み実績	就職・技能習得等相談件数：11件 技能習得者数：10件 採用者数：1件	

取り組み名	6. 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (就業情報提供事業)	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会修了者等の求職活動を支援するため、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された者に適宜提供する母子家庭等就業支援バンクを開設します。また、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行います。	
取り組み実績	就職・技能習得等相談件数：11 件 延べ求人情報提供件数：79 件	
取り組み名	7. 生活保護受給者等就労自立促進に向けた取り組み	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター 生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	児童扶養手当受給者等生活困窮者や生活保護受給者の就労支援のため、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業に対し、希望する母子家庭の母や父子家庭の父等を適切につなぎ、就労による自立を促進します。	
取り組み実績	<子ども総合相談センター> 希望する母子家庭の母や父子家庭の父等に対し、生活保護受給者等就労自立促進事業へつなぎ、自立を促進した。	
	<生活福祉室> 事業参加者数：生活保護受給者 149 人、生活困窮者 96 人 就職決定者数：生活保護受給者 127 人、生活困窮者 59 人	

(2) 職業紹介機関等との連携の強化／総括と今後の方向

＜取り組み名3. 生活保護受給者等就労支援事業＞＜取り組み名7. 生活保護受給者等就労自立促進に向けた取り組み＞では、児童扶養手当や生活保護費を受給している方々に対する就労支援を一体的に実施するため、市役所内に設置したハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」と市、自立相談支援センター、子ども総合相談センターが連携し、積極的に就労支援を行いました。

＜取り組み名5. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）＞＜取り組み名6. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業情報提供事業）＞では、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行うことで就職につながるよう支援をしました。

また、ひとり親家庭に必要な情報を届けるため、児童扶養手当約4,000通の更新手続きの案内に、子ども総合相談センターのひとり親相談とハローワークひらかたの就労相談の窓口案内チラシを同封し、相談窓口や利用できる制度の周知を行いました。

平成30年度から、新たな試みとして、これまで9月と2月に実施していた出張就業相談会を、児童扶養手当等の現況届手続きの際に、支援制度等の相談ができるよう、児童扶養手当の担当課に近い場所に相談場所を設けて、8月に実施しました。

就労については、経済状況の影響を受けますが、ひとり親家庭がタイムリーに情報が得られるよう、今後もハローワーク等の職業紹介機関との連携の強化を図ります。

(3) 就業機会創出のための支援の推進

取り組み名	1. ひとり親家庭等の親への職員等の雇用に向けた取り組み	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	市において非常勤職員等職員を雇用する際は、採用担当課（人事課・教育総務課・市立ひらかた病院総務課・教職員課・上下水道経営課）が広報や市ホームページに掲載した求人情報を母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関に提供します。	
取り組み実績	今後も引き続き情報提供していく。	
取り組み名	2. 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保	今後の方向
所 管 課	契約課	継続・推進
取り組み内容	市が発注する業務委託の一部において入札価格だけではなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用することにより、母子家庭の母などの雇用促進機会の確保を図ります。また、その他の発注についても、発注内容に応じて母子・父子福祉団体等への受注機会が増えるよう努めます。	
取り組み実績	委託業務の内、総合政策部発注の「枚方市総合コールセンター運營業務委託」及び総務部発注の「安心と輝きの杜施設総合管理委託」について総合評価方式を実施し、母子家庭の母などの雇用・労働条件の確保や子育て支援などの取組を評価し、加点して落札者を決定した。	
取り組み名	3. 商工会議所と連携した雇用啓発	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	北大阪商工会議所が事業者に対して発行する会報に、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を依頼する記事を掲載し、就労に結びつけられるよう働きかけます。	
取り組み実績	今後も引き続き協力依頼を行っていく。	
取り組み名	4. 母子父子寡婦福祉資金の貸付（事業開始資金）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、新たに事業を始めるために必要な費用として、事業開始資金の貸付を行います。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	

(3) 就業機会創出のための支援の推進／総括と今後の方向

＜取り組み名2. 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保＞において、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図りました。

求人状況は、景気の動向に左右されますが、ひとり親家庭であることで不利益がないよう、子育てをしながら、安心して働けるよう雇用形態や労働条件の確保に取り組めます。

(4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

取り組み名	1. 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発	今後の方向
所 管 課	人権政策室 商工振興課	継続・推進
取り組み内容	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及びパートタイム労働者や派遣労働者の権利保障の推進のため、資料等を配布して啓発を行います。	
取り組み実績	労働局雇用均等室や大阪府総合労働事務所が発行するリーフレットや相談窓口の案内チラシなどを男女共生フロア・ウィルの図書・情報コーナー、メセナひらかた会館情報コーナー等に配架し、市民への周知を図った。 また、出産や育児のために一旦仕事を離れてしまった女性が再び働くための選択肢の一つとして起業を考えることができるよう、9月に2回連続で起業セミナーを開催した。 ①「起業の心構えと実例」参加者：21 人 ②「起業に必要なお金の話」参加者：20 人 11 月開催のウィル・フェスタでは実践的な起業体験をしてもらう機会としてワンテーブルショップを開催し、セミナーの参加者にも出展を呼びかけ応募を募った。	
取り組み名	2. 女性の採用、職域拡大等に関する啓発	今後の方向
所 管 課	人権政策室 商工振興課	継続・推進
取り組み内容	男女間の格差を解消するための取り組みとして、採用、昇進などでポジティブアクションが行われるよう、資料等を配布して啓発を行います。	
取り組み実績	関係機関より送付される啓発ポスターを掲示するとともに、女性の就労支援に関する事業の際に資料等の配架を通じて、啓発を実施した。	

(4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進／総括と今後の方向

子育てと仕事の両立や男女の均等な雇用待遇の確保の促進のため、関係資料をわかりやすく配架しました。また、女性の再就業を支援するため、男女共生フロア・ウィルにおいて、起業体験の講座、ワークショップを実施しました。

子ども総合相談センターや男女共生フロア・ウィルが枚方市駅の近接にあること、ハローワーク枚方に近いことなど利便性を活かして、就業支援等の情報提供等の啓発活動を進めます。

施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

(1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施

取り組み名	1. 法律相談の実施	今後の方向
所 管 課	広聴相談課 人権政策室	継続・推進
取り組み内容	相続、離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等、日常生活の困りごとなど法律に関する問題について、ひとり親等を含む相談者に対し、弁護士、認定司法書士（広聴相談課のみ）による法律相談を実施します。	
取り組み実績	<弁護士、認定司法書士による法律相談> 相談者1人に対して、1年度に弁護士は1回、認定司法書士は2回までとして実施した。 延べ相談件数：1,221件（うち離婚128件、家庭問題79件）	
	<女性弁護士による法律相談>（祝日は休み） 第1土・第2金曜日…午後1時～4時 第3木曜日…午後5時～8時 第4火曜日…午前10時～午後1時 延べ相談件数：121件（うち離婚85件、家族12件）	
取り組み名	2. 母子・父子自立支援員による養育費相談	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子・父子自立支援員が受ける離婚前相談の中で、離婚までの手続きや養育費取得についての情報提供等を行います。	
取り組み実績	離婚前相談件数：185件 内訳 母子世帯179件、父子世帯6件	
取り組み名	3. 母子家庭等就業・自立支援センター事業（地域生活支援事業・養育費相談）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、講習会などを実施します。	
取り組み実績	延べ相談件数：30件 内訳 離婚・親権10件、養育費の取り決め方法1件、面会交流2件、支払の履行・強制執行1件、子育て・生活関連12件、その他4件	
取り組み名	4. 母子父子寡婦福祉資金（生活資金：養育費取得の裁判費用とする資金）の貸付	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭になって7年未満の世帯に、養育費の取得のための裁判費用の貸付を行います。	
取り組み実績	申請はなかったが、引き続き制度の周知を行う。	

(1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. 法律相談の実施＞においては、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談を実施しました。男女共生フロア・ウィルの女性弁護士による相談においては、延べ相談件数121件のうち約70%にあたる85件が離婚に関するものでした。

＜取り組み名 2. 母子・父子自立支援員による養育費相談＞においては、母子・父子自立支援員による離婚前相談が 185 件ありました。

ひとり親家庭の子どもが健やかに成長するためには、養育費の確保が必要不可欠であるため、離婚調停時等で必要な手続きが行われるよう、関係機関と連携しながら、相談や情報提供、福祉資金の貸付等を行います。

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

取り組み名	1. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供	今後の方向
所 管 課	市民室 年金児童手当課 子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	離婚の届出や児童扶養手当に係る届出、または離婚前相談等のため来庁した市民が手に取りやすいよう、窓口等にリーフレット等を設置し情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのてびき」や新たに作成した支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を、関係窓口等に設置したほか、離婚届出等によりひとり親となる場合（年間離婚届 981 件のうち未成年者がいる場合等）に配布し、情報提供を行った。	
取り組み名	2. 啓発活動の推進	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	離婚の際には親権者を定めるとともに、養育費の取り決めをすること、養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等を、広報等を通じて啓発します。	
取り組み実績	養育費に関するパンフレットを窓口を設置したほか、関連する講座の案内など養育費不払い等に悩む相談者へ説明を行った。	

(2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供＞においては、ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費取得の手続きや相談窓口などについてのリーフレット等を関係課窓口配架するなど啓発や情報提供を行いました。

養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であることを、今後も市ホームページ等を活用し、啓発や情報提供の充実に取り組みます。

(3) 面会交流に向けた支援の実施

取り組み名	1. 面会交流の取り決めの支援	今後の方向
所 管 課	広聴相談課 子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	離れて暮らしている親が子どもにうまく対応でき円滑な交流につなげるため、担当職員が助言やアドバイスを行います。また、必要に応じて弁護士や認定司法書士による法律相談も案内します。 面会交流について情報提供を行うとともに、必要に応じて適切に相談支援機関につなげます。	
取り組み実績	担当職員による助言、アドバイスを行ったほか、必要に応じて弁護士や認定司法書士による法律相談の案内を行うとともに、面会交流に関するパンフレット等を窓口を設置し、相談者へ説明できるよう情報共有を実施した。	
取り組み名	2. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）	今後の方向
所 管 課	市民室 年金児童手当課 子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	離婚の届出や児童扶養手当に係る届出、または離婚前相談等のため来庁した市民が手に取りやすいよう、窓口等にリーフレット等を設置し情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのてびき」や新たに作成した支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を、関係窓口等設置したほか、離婚届出等によりひとり親となる場合（年間離婚届 981 件のうち未成年者がいる場合等）に配布し、情報提供を行った。	

(3) 面会交流に向けた支援の実施／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. 面会交流の取り決めの支援＞＜取り組み名 2. 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供（再掲）＞においては、ひとり親家庭の子どもにとって望ましい面会交流が行われるよう、情報提供を行い、助言やアドバイスを行うとともに、弁護士や認定司法書士による法律相談の実施等面会交流に向けた支援を行いました。

面会交流については、特に離婚前に家庭内暴力がある場合は、慎重な対応等が必要であることから、担当職員が最新の知識を習得できるよう、各種研修会への参加や弁護士等から法的な助言を受けながら、子どもにとって、安全安心な環境で面会交流が行われるよう支援します。

施策目標4 経済的支援の充実

(1) 経済的援助の実施

取り組み名	☆1. 児童扶養手当の給付	今後の方向
所 管 課	年金児童手当課	充実・強化
取り組み内容	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）等を監護している母、父または養育者を対象として、児童扶養手当の給付を行います。 ＜充実・強化の内容＞ 国の制度改正により、令和元年度より段階的に支払い回数を見直し、ひとり親家庭の安定した家計運営ができるよう取り組みます。 さらに、令和元年度には、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して、臨時・特別給付金が支給されます。	
取り組み実績	ひとり親家庭の児童の健全な育成を図り、生活の安定と自立の促進を図るため、4月・8月・12月と児童扶養手当を給付した。 また、国の制度改正により、平成30年8月から全部支給対象者の所得制限限度額が引き上げられた。 受給者数：3,434人（平成31年3月末現在） 現況届提出率：97.99%	
取り組み名	2. 児童手当の給付	今後の方向
所 管 課	年金児童手当課	継続・推進
取り組み内容	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与することを目的とし、一定要件を満たす中学校修了前の児童を対象に手当の給付を行います。	
取り組み実績	児童の健やかな成長を願い、生活の安定を図るため、2月・6月・10月に児童手当を給付した。また手続きの案内については、中学校修了前の児童を養育する保護者に対して、広報や出生・転入時の案内文などにより周知を行ったほか、更新や新規申請手続きが滞っている方には督促を行うなど、必要な支援が確実に届くよう取り組んだ。	
取り組み名	3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成・生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図ります。	
取り組み実績	新規貸付件数：就学支度資金3件、修学資金8件、生活資金1件 継続貸付件数：修学資金29件	

取り組み名	4. 生活困窮者住居確保給付金	今後の方向									
所 管 課	生活福祉室	継続・推進									
取り組み内容	離職により居住する住居を失った、または失うおそれがある者に対して、常用就労に向けた就職活動を行なう等、一定の要件を満たす場合に、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り、自立を支援します。										
取り組み実績	相談件数：39 件 支給決定件数：7 件										
取り組み名	5. 生活保護制度	今後の方向									
所 管 課	生活福祉室	継続・推進									
取り組み内容	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。										
取り組み実績	母子世帯被保護者世帯数：392 世帯 母子世帯被保護者数：1,113 人 参 考 被保護世帯数 5,766 世帯、被保護者数 7,817 人（平成 30 年度末現在） 面接件数：1,587 件、保護開始ケース：662 件、保護廃止ケース：578 件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯数</td><td>5,718 世帯</td><td>5,722 世帯</td></tr> <tr> <td>うち母子世帯数</td><td>467 世帯</td><td>415 世帯</td></tr> </tbody> </table>			平成 28 年度	平成 29 年度	被保護世帯数	5,718 世帯	5,722 世帯	うち母子世帯数	467 世帯	415 世帯
	平成 28 年度	平成 29 年度									
被保護世帯数	5,718 世帯	5,722 世帯									
うち母子世帯数	467 世帯	415 世帯									

（１）経済的援助の実施／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. 児童扶養手当の給付＞においては、ひとり親家庭の児童の健全な育成や福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度の適正な給付を行いました。

また、国の制度改正により、平成 30 年 8 月から全部支給対象者の所得制限限度額が引き上げられました。加えて、支払い回数についても、現行の 4 月、8 月、12 月の年 3 回支給から、令和元年度から段階的に奇数月払いの年 6 回支給へと変更されることで、安定した家計運営ができるよう取り組みます。

＜取り組み名 3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）＞では、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付等を通じて、ひとり親家庭の子どもが経済的に安心して進学、就学できるよう支援し、新規に就学支度資金 3 件、修学資金 8 件、生活資金 1 件について貸し付けました。

また、市内外の公立・私立高校に「修学資金・就学支度資金のしおり」を郵送し、貸付金を必要とするひとり親家庭に情報が届くよう、周知を図りました。

＜取り組み名 5. 生活保護制度＞においては、生活扶助や教育扶助、医療扶助などの経済的援助を行うことで自立に向けて支援を行いました。

令和元年度のみ措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して、臨時・特別給付金を支給するなど、国の制度を活用しながら、自立に向けた経済的援助を行います。

(2) 経済的負担の軽減

取り組み名	☆1. ひとり親家庭医療費助成の実施	今後の方向
所 管 課	医療助成課	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭等の18歳に達した最初の3月31日までの子と、その子を監護する父または母もしくは養育者に対して、通院及び入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成します。 平成30年7月診療分より受給者全員の本人負担の合計が月額2,500円を超えた分を後日返金する制度の開始など、経済的負担の軽減を図ります。	
取り組み実績	ひとり親家庭に対し、申請に基づいて医療証を発行し、必要なときに必要な医療を受ける機会の確保と経済的負担の軽減を図った。 延べ受診件数：92,461件 助成金額：242,229,191円	
取り組み名	2. 公共料金の減免の実施	今後の方向
所 管 課	上下水道経営室（営業料金担当）	継続・推進
取り組み内容	児童扶養手当を受給している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子又は男子が属する世帯（市民税非課税世帯に限る。）には、水道料金・下水道使用料の基本料金を免除します。	
取り組み実績	児童扶養手当を受給している母子及び父子世帯に対し、申請に基づいて水道料金等の基本料金の減免を実施することにより、当該世帯の経済的負担の軽減を図った。 減免状況：母子世帯947世帯、父子世帯21世帯（平成30年度末）	
取り組み名	3. 子どもの就学に必要な費用の援助	今後の方向
所 管 課	保育幼稚園課 学務課	充実・強化
☆〔幼稚園就園奨励費補助金〕		
取り組み内容	幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者が在園児の入園料及び保育料を減免した場合等に補助金を交付します。 ＜充実・強化の内容＞ 令和元年10月には、国の制度改正により、就学前の3年間（3歳児から5歳児）の保育料が無料となる「幼児教育・保育の無償化」も始まり、ひとり親家庭においても負担軽減が図られます。	
取り組み実績	〔幼稚園就園奨励費補助金〕 年収約360万円未満相当のひとり親世帯に対して、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行い、第1子を第2子扱いし補助金の増額をするなどの負担軽減を行った。 また、平成30年9月以降、所得制限・年齢制限を撤廃し、生計を一にする子どものうち第3子以降の保育料を実質無料とする軽減を行った。（国の限度額の範囲内での補助） 交付人数：2,521人（子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園が対象）	

〔就学援助〕		
取り組み内容	経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費、給食費等負担すべき費用について、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	
取り組み実績	市立小中学校全児童生徒に対して 4 月始業式時に申請書を配布するとともに、広報とホームページで周知した。 次年度に小学校入学予定者の保護者に対し、小学校入学準備金の案内及び申請書を就学時健康診断の案内に同封するとともに、広報とホームページで周知した。 就学援助認定人数：6,129 人 小学校入学準備金認定人数：530 人 医療費援助件数（学校病に限る）：小学校 1,381 件、中学校 410 件	
〔奨学金〕		
取り組み内容	学校教育法に規定されている高等学校等に通う生徒で、経済的な理由のため修学が困難な者に奨学金を支給することにより、教育の機会均等を図ることを目的とします。	
取り組み実績	新規申請については、中学校を通してしおりを配布するとともに、広報とホームページで周知した。継続者については、在籍状況を確認の上、奨学金を給付した。 給付人数：286 人（平成 30 年度認定者数：104 人）	
〔交通災害遺児奨学金〕		
取り組み内容	交通事故により保護者を失った交通災害遺児（小・中学生）に対し、奨学金を支給することにより、交通災害遺児の健やかな育成と福祉の増進に寄与します。	
取り組み実績	4月に学校を通して申請書を配布するとともに、広報とホームページで周知を行い、認定者に対して9月と3月に給付した。 給付人数：15 人	
取り組み名	★4. ひとり親家庭医療費の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施	今後の方向
所 管 課	医療助成課	継続・推進
取り組み内容	月額自己負担上限 2,500 円を、受給者単位から世帯単位で計算し、超過分を自動償還することで、医療費負担をさらに軽減します。	
取り組み実績	平成 30 年 7 月受診分より実施。 負担世帯数：1,326 世帯 負担金額：1,295,288 円	
取り組み名	★5. ひとり親家庭医療費の食事療養費標準負担額助成証明書（食事証）の交付	今後の方向
所 管 課	医療助成課	継続・推進
取り組み内容	0～15 歳のひとり親家庭医療の食事療養費の現物給付を行うため食事証を交付。	
取り組み実績	平成 31 年 1 月受診分より実施。 交付枚数：522 枚	

(2) 経済的負担の軽減／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. ひとり親家庭医療費助成の実施＞では、ひとり親家庭医療費の助成、＜取り組み名 2. 公共料金の減免の実施＞では、児童扶養手当受給世帯に向けて水道料金等の基本料金の減免を実施し、経済的負担の軽減を図りました。

また、＜取り組み名 3. 子どもの就学に必要な費用の援助＞においては、子どもたちの就学に必要な費用を援助し、教育の機会均等を図りました。令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化により、就学前の3年間（3歳児から5歳児）の保育料が無料となることなど、国の制度を活用しながら、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

新規事業として、＜取り組み名 4. 一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施＞において、医療費の月額自己負担上限 2,500 円を、受給者単位から世帯単位で計算し、超過分を自動償還することで、一医療費負担をさらに軽減しました。また、＜取り組み名 5. 食事療養費標準負担額助成証明書（食事証）の交付＞において、0～15 歳のひとり親家庭医療の食事療養費の現物給付を行うため食事証を交付しました。

必要な支援を受けるためには、本人からの申請が必要であり、適切な支援が対象者に届くよう関係機関の連携を強化し、制度の周知や支援等を行います。

（３）経済的支援に関する情報提供の充実

取り組み名	１．児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供	今後の方向
所 管 課	市民室 年金児童手当課 医療助成課	継続・推進
取り組み内容	離婚届用紙を渡したり受け取ったりする機会、あるいは児童扶養手当にかかる届出等の機会を捉えて、経済的支援策を中心としたひとり親家庭の支援サービスについて情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親となる際の届出等の申請や交付、更新の機会を捉えて、「ひとり親のみなさんへのおてびき」「ひとり親家庭医療 医療証の使い方」等ひとり親家庭の支援サービスについてのリーフレットを配布するなど情報提供を行った。	
取り組み名	２．広報、市ホームページによる情報提供の充実	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてリーフレットを作成し、公的施設等に設置します。また、広報を有効に活用するとともに、ホームページを開設し、インターネットを使つての情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのおてびき」を作成したほか、ひとり親家庭の支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を新たに作成し、関係窓口等に設置し、情報提供を行った。	

（３）経済的支援に関する情報提供の充実／総括と今後の方向

＜取り組み名 ２．広報、市ホームページによる情報提供の充実＞においては、ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度についてまとめた「ひとり親のみなさんへのおてびき」を作成し、情報提供を行いました。

また、担当課の主な支援内容や庁舎内フロア図のほか、よくある質問を Q&A 方式でわかりやすくまとめた「ひとり親家庭応援マップ」を新たに作成しました。市役所受付窓口、市民室、年金児童手当課、医療助成課等の関係部署において配布したほか、市ホームページにも掲示するなど、子育てと仕事の両立で忙しいひとり親の皆さんが市役所等でスムーズに手続きができるよう努めました。

施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

(1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実

取り組み名	1. 母子・父子自立支援員による相談	今後の方向						
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進						
取り組み内容	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事務等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげるにより、ひとり親家庭等の総合的・包括的な支援を行います。							
取り組み実績	相談件数：885 件（27 件） 内訳 生活一般[資格取得・職業訓練・離婚前相談]272 件（6 件） 経済的支援・生活援護 543 件（21 件） その他[母子生活支援施設入所相談等]70 件 ※（ ）内は父子家庭相談 参 考 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>延 687 件</td><td>延 849 件</td></tr> </tbody> </table>			平成 28 年度	平成 29 年度	相談件数	延 687 件	延 849 件
	平成 28 年度	平成 29 年度						
相談件数	延 687 件	延 849 件						
取り組み名	2. 母子父子福祉推進委員の設置	今後の方向						
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進						
取り組み内容	概ね小学校区ごとに母子父子福祉推進委員を設置し、母子家庭の母等からの相談に応じます。また、必要に応じて母子・父子自立支援員につなげます。							
取り組み実績	就労や養育に関することなど地域の母子家庭の母等からの相談に応じた。 委員数：32 人（平成 30 年 3 月 31 日現在） 延べ相談件数：146 件							
取り組み名	3. 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修	今後の方向						
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進						
取り組み内容	母子・父子自立支援員、または母子父子福祉推進委員や相談機関の相談員等に対し研修を実施し、相談支援能力のスキルアップを図ります。							
取り組み実績	母子・父子自立支援員については、大阪府母子寡婦福祉連合会が定期的を開催する講習会や厚生労働省主催の全国母子・父子自立支援員研修会へ参加し、スキルアップを図った。その他、子ども総合相談センターにおいて、各種専門相談員を対象に、面接技法やアセスメント（見立て）など様々な専門的技術等の獲得に向け、学識者や精神科医などから系統的に研修を受講できるよう取り組んだ。							

取り組み名	4. 広報、市ホームページによる情報提供の充実（再掲）	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてリーフレットを作成し、公的施設等に設置します。また、広報を有効に活用するとともに、ホームページを開設し、インターネットを使つての情報提供を行います。	
取り組み実績	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのリーフレット「ひとり親のみなさんへのおてびき」を作成したほか、ひとり親家庭の支援窓口等をマップ形式にまとめた「ひとり親応援マップ」を新たに作成し、関係窓口等に設置し、情報提供を行った。	
取り組み名	5. 男女共生フロア・ウィルでの女性相談の実施	今後の方向
所 管 課	人権政策室	継続・推進
取り組み内容	男女共生フロア・ウィルで、女性相談員が夫婦関係や家族関係など女性のさまざまな悩みについて電話や面接による相談を行います。また、女性弁護士による法律相談も実施します。	
取り組み実績	枚方市男女共生フロア・ウィルにおいて、女性相談員及び弁護士による各種女性相談を実施した。（すべて祝日は休み。） 法律相談：121 件 （うち離婚・夫婦関係に関するもの 85 件、家族関係に関するもの 12 件） 【実施日】第 1 土・第 2 金曜日…午後 1 時～午後 4 時 第 3 木曜日…午後 5 時～午後 8 時 第 4 火曜日…午前 10 時～午後 1 時 面接相談：435 件 （うち離婚・夫婦関係に関するもの 70 件、家族関係に関するもの 75 件） 【実施日】水曜日…午後 1 時～午後 4 時 30 分 木曜日…午後 3 時～午後 8 時 金曜日…午前 10 時～午後 3 時 電話相談：580 件 （うち離婚・夫婦関係に関するもの 87 件、家族関係に関するもの 71 件） 【実施日】火曜日…午後 3 時～午後 8 時 水曜日…午後 1 時～午後 5 時 木曜日…午前 10 時～午後 3 時	

取り組み名	6. ひとり親家庭等情報交換事業	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター 人権政策室	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にあります。こうしたひとり親家庭等が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を設けます。	
取り組み実績	<子ども総合相談センター> 母子家庭厚生事業等補助金により、枚方市母子寡婦福祉会が実施する情報交換や交流を目的とした事業に対し補助を行った。	
	<人権政策室> シングルマザーやシングルマザーになるかもしれない方の情報交換や交流の場として、第1土曜日（4月、1月除く）に「シングルマザーのお気軽サロン」（交流会）と合わせて「ひとり親制度の説明会」（2回）を実施した。 実施回数：10回 参加者数：31人	
取り組み名	7. 休日の窓口体制の開設	今後の方向
所 管 課	年金児童手当課 医療助成課 保育幼稚園課 子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	仕事を休まずに相談や手続きができるよう、児童扶養手当現況届時期に、納税の相談日と合わせ、ひとり親家庭医療証の更新手続きや保育所の入所相談等ができるよう窓口を開設します。	
取り組み実績	児童扶養手当とひとり親医療証の手続きにおいて、毎年8月は現況届の提出時期となるため、第4日曜日（8月26日）に、年金児童手当課、医療助成課、保育幼稚園課（保育所入所相談等）、子ども総合相談センター（母子父子寡婦福祉資金貸付等のひとり親相談）の休日窓口を開設し、利便性の向上に努めた。 相談・受付件数：年金児童手当課 224 件、医療助成課 202 件 保育幼稚園課 6 件、子ども総合相談センター 3 件 また、年金児童手当課及び医療助成課においては、第 4 日曜日に休日窓口を開設した。（6月除く）	

取り組み名	8. 相談窓口職員の資質の向上	今後の方向
所 管 課	広聴相談課 保健センター 医療助成課 生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	＜広聴相談課＞ 相談担当職員が相続、離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等、日常生活での困りごとについて、ひとり親等を含む相談者に対し、解決に向けての助言や情報提供を行うことができるよう研修の実績等を通じて、資質の向上を図ります。 ＜保健センター 医療助成課 生活福祉室＞ 窓口職員がひとり親等に対し、心理的な面にも配慮した対応を心がけるとともに、適切なサポートを行うことができるよう、研修の実施等を通じて資質の向上を図ります。	
取り組み実績	＜広聴相談課＞ 相談担当職員が、解決に向けての助言や情報提供を行うことができるよう、年度当初に課内研修を実施するとともに、適切な対応ができるよう情報共有を行った。 ＜保健センター 医療助成課 生活福祉室＞ 相談窓口に専任の職員を配置するとともに、人員体制の維持に努めた。 また、各種研修会への参加や日々の相談事例、職場内研修等を通して、相談員の資質向上に努めた。	
取り組み名	9. 生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援センター）	今後の方向
所 管 課	生活福祉室	継続・推進
取り組み内容	生活困窮者からの相談を包括的に受け、関係機関と連携しながら継続的・寄り添い型の支援を行い、自立を支援します。	
取り組み実績	生活福祉室内の自立相談支援センターにて生活困窮者からの相談及び自立に向けた継続的・寄り添い型の支援を実施した。ハローワークやこども総合相談センター等の関係機関との連携及び情報共有を行うため、支援調整会議（支援会議）を実施した。また、平成 30 年 5 月広報にて当センターの特集を掲載した他、出前塾に出席し制度の周知を図った。 新規相談件数：534 件 延べ相談支援件数：2,484 件 支援調整会議開催（支援会議）：6 回	
取り組み名	10. スクールソーシャルワーカーの活用	今後の方向
所 管 課	児童生徒支援室	継続・推進
取り組み内容	市立学校園にスクールソーシャルワーカーを配置・派遣することにより、子どもの置かれている環境に着目し、関係機関等と連携して多様な支援方法を検討し、課題解決を図ります。	
取り組み実績	5 小学校にスクールソーシャルワーカーを、4 学校区にチーフスクールソーシャルワーカーを配置して、ケース会議等のコーディネートや家庭訪問を実施した。また、学校側の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを 27 回緊急派遣した。	

取り組み名	11. コミュニティソーシャルワーカー事業	今後の方向
所 管 課	福祉総務課	継続・推進
取り組み内容	地域におけるひとり親家庭や高齢者、障害者など援護を要する人またはその家族等の支援を通じて、地域の援護を要する人の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行います。	
取り組み実績	いきいきネット相談支援センターにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、各種の相談に対応した。 延べ対応件数：12,144 件	
取り組み名	12. 「枚方市子育てアプリ」の配信	今後の方向
所 管 課	子育て事業課	継続・推進
取り組み内容	妊娠期から就学前の子どもがいる保護者が必要とする、子育てイベント、予防接種及び健康診断等の子育て支援情報を、子どもの年齢や居住地域に応じて、きめ細やかに提供できる「子育てアプリ」を配信します。	
取り組み実績	登録者数：4,396 人	

（１）情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. 母子・父子自立支援員による相談＞においては、ひとり親家庭が抱える様々な悩み等へのアドバイスや関係機関へのつながを行ったほか、母子生活支援施設へ入所する世帯への入所に向けた手続き等の同行支援や既入所世帯への面談を実施し、同施設と連携して自立支援を行うなど、延べ 885 件の相談がありました。

＜取り組み名 5. 男女共生フロア・ウィルでの女性相談の実施＞では、ひとり親相談の多くが母親であり、女性が相談しやすいよう女性相談員や女性弁護士による相談を実施しており、法律相談 121 件、面接相談 435 件、電話相談 580 件の相談がありました。

＜取り組み名 7. 休日の窓口体制の開設＞では、仕事の都合等で平日の来庁が難しい方の利便を図るため、毎月第 4 日曜日に休日窓口を開設し、市の業務の一部を行うなど、更なる利便性の向上に努めました。

＜取り組み名 12. 「枚方市子育てアプリ」の配信＞において、スマートフォン等から簡単に見ることができ枚方市子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の配信を行い、4,396 人の登録がありました。

また、担当課の主な支援内容や庁舎内フロア図のほか、よくある質問を Q&A 方式でわかりやすくまとめた「ひとり親家庭応援マップ」を新たに作成しました。市役所受付窓口、市民室、年金児童手当課、医療助成課等の関係部署において配布したほか、市ホームページにも掲示するなど、子育てと仕事の両立で忙しいひとり親の皆さんが市役所等でスムーズに手続きができるよう努めました。

平成 30 年度から、新たな試みとして、これまで 9 月と 2 月に実施していた出張就業相談会を、児童扶養手当等の現況届手続きの際に、支援制度等の相談ができるよう、児童扶養手当の担当課に近い場所に相談場所を設けて、8 月に実施しました。

ひとり親家庭の相談については、単一の機関だけで解決することは困難であるため、関係機関の制度等について、情報交換しながら、適切な助言ができるよう相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域における関係機関等との連携の強化

取り組み名	1. 当事者団体や民生委員・児童委員との連携	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭等への施策を効果的に実施していくために、枚方市母子寡婦福祉会、父子福祉会及びNPO等の当事者団体や民生委員・児童委員と連携を行い、必要に応じ連絡会議等を開催します。	
取り組み実績	枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、一般市民と母子父子福祉推進委員を対象に講演会を実施した。 参加者数：38人 内訳 一般市民8人、母子父子福祉推進委員28人、母子父子自立支援員2人	
取り組み名	2. 地域への情報提供	今後の方向
所 管 課	市民活動課	継続・推進
取り組み内容	行政から地域へ情報を提供する際、枚方市コミュニティ連絡協議会を通じて、必要に応じ、情報提供が行える場を提供します。	
取り組み実績	枚方市コミュニティ連絡協議会 開催回数：総会2回、校区代表者会議5回、役員会6回	

(2) 地域における関係機関等との連携の強化／総括と今後の方向

＜取り組み名1. 当事者団体や民生委員・児童委員との連携＞では、ひとり親家庭等に対する適切な支援を行うため、枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、母子父子福祉推進委員を対象とした研修会を実施しました。

引き続き、関係団体や民生委員・児童委員などに、ひとり親家庭を支援する制度への理解促進を図るとともに、母子・父子自立支援員等職員の出前講座の実施等により、子ども総合相談センターのひとり親相談窓口の周知等の協力依頼を行います。

(3) ひとり親家庭等の人権の尊重

取り組み名	1. 人権啓発事業	今後の方向
所 管 課	子ども総合相談センター 人権政策室	継続・推進
取り組み内容	ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けることがないように、人権が尊重されるまちづくりを進めるため、講座や講演会などの啓発事業に取り組みます。	
取り組み実績	枚方市母子寡婦福祉会等関係機関と連携し、一般市民と母子父子福祉推進委員を対象に講演会を実施した。 参加者数：38 人 内訳 一般市民 8 人、母子父子福祉推進委員 28 人、母子父子自立支援員 2 人 ＜人権政策室＞ 人権が尊重されるまちづくりをめざして、講座「生きること」の開催及び講座冊子の作成、人権文化セミナーの開催、人権週間事業を実施した。 延べ参加人数：576 人	
取り組み名	2. 人権ケースワーク事業	今後の方向
所 管 課	人権政策室	継続・推進
取り組み内容	本人が自分自身の力で解決できるような支援をめざして、「人権ケースワーク事業」として、「人権なんでも相談」を実施します。	
取り組み実績	相談事案に応じた適切な助言や情報提供により、相談者が自らの判断で解決できるよう支援を行った。 延べ相談者数：299 人	
取り組み名	3. 男女共同参画推進事業	今後の方向
所 管 課	人権政策室	継続・推進
取り組み内容	枚方市男女共同参画計画に基づき、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供等を実施します。	
取り組み実績	男女共同参画啓発、DV防止啓発を目的とした講演会、映画会、各種講座を開催した。 また、情報誌「モアメイム」（一年度に 1 冊）やフロアだより（年 3 号）を発行した。 延べ講演会・講座参加人数： 2,049 人	

(3) ひとり親家庭等の人権の尊重／総括と今後の方向

＜取り組み名 1. 人権啓発事業＞では、母子父子福祉推進委員を対象とした研修会のほか、人権政策室による人権や男女共同参画に関する各講座、セミナーなどの実施を通じて、ひとり親家庭等が差別や偏見による人権侵害を受けることがないように、啓発活動に取り組みました。

また、＜取り組み名 3. 男女共同参画推進事業＞においては、講演会や法律相談の開催、情報誌「モアメイム」やフロアだよりの発行を通じて、男女共同参画啓発、DV防止啓発に取り組みました。

今後も、ひとり親やこれからひとり親になるかもしれない方、どこに相談したらいいのかわからず困っている方の人権を守り、安心して生活できるよう、取り組みを進めます。